

貨物概要

本品は、着色剤、被膜成分、溶剤等の数種の成分から成る調製品で、5 ガロン入りのドラム容器で輸入され、輸入後、成分を調製することなく、小売用の容器に詰め替えるだけで、ネイルエナメルとして販売されるものである。

分類

関税率表第 3304.30 号（統計番号 3304.30 - 000）のマニキュア用又はペディキュア用の調製品

分類理由

成分等から判断して、ネイルエナメル用に調製された物品と認められる場合には、小売用容器入りでなくても、上記の通り分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）